

# 官報

号外

平成十四年三月十二日

## ○第百五十四回国会 衆議院会議録 第十二号

平成十四年三月十二日(火曜日)

議事日程 第七号

平成十四年三月十二日

午後一時開議

第一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

○議長(綿貫民輔君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員北山愛郎君は、去る二月二十二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

北山愛郎君に対する弔詞は、議長において去る十日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもってその功勞を表彰された北山愛郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

日程第一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長坂本剛二君。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書  
(本号末尾に掲載)

(坂本剛二君登壇)

○坂本剛二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、塩の輸入自由化に伴う精製塩の関税率引き上げ、沖縄型特定免税店制度等の関税の減免税還付制度の改正、国際協定に基づく対中国経済的セーフガード制度及び対シンガポール二国間セーフガード制度の導入並びに暫定関税率等の適用期限の延長等を行うことにしております。

本案は、去る二月二十二日、当委員会に付託され、同月二十七日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、三月八日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

出席副大臣

財務副大臣 谷口 隆義君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。  
独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成十四年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告

(要求書受領)

一、去る六日、内閣から、国家公安委員会委員に川口和子君を任命したので、警察法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に飯野靖四君を任命したので、社会保険医療協議会法第三條第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

平成十四年三月十二日 衆議院会議録第十二号

元議員北山愛郎君逝去につき弔詞贈呈の報告

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

議長の報告

一、去る六日、内閣から、社会保険審査会委員長に土井豊君を、同委員に橋本宏子君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る六日、本院は、国家公安委員会委員に川口和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る六日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に飯野靖四君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る六日、本院は、社会保険審査会委員長に土井豊君を、同委員に橋本宏子君を任命することとに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 小泉 龍司君 | 岩崎 忠夫君 |
| 竹本 直一君 | 福井 照君  |
| 五十嵐文彦君 | 牧野 聖修君 |
| 小泉 俊明君 | 阿久津幸彦君 |
| 遠藤 和良君 | 白保 台一君 |
| 佐々木憲昭君 | 塩川 鉄也君 |
| 福井 照君  | 竹本 直一君 |
| 阿久津幸彦君 | 小泉 俊明君 |
| 牧野 聖修君 | 五十嵐文彦君 |
| 岩崎 忠夫君 | 小泉 龍司君 |

白保 台一君 遠藤 和良君  
塩川 鉄也君 佐々木憲昭君

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 細田 博之君 | 吉野 正芳君 |
| 松野 頼久君 | 上田 清司君 |
| 青山 二三君 | 石井 啓一君 |
| 山口 富男君 | 矢島 恒夫君 |
| 上田 清司君 | 松野 頼久君 |
| 石井 啓一君 | 青山 二三君 |
| 吉野 正芳君 | 細田 博之君 |
| 矢島 恒夫君 | 山口 富男君 |

議院運営委員

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 上川 陽子君 | 北村 誠吾君 |
| 三ッ林隆志君 | 吉野 正芳君 |
| 北村 誠吾君 | 上川 陽子君 |
| 吉野 正芳君 | 三ッ林隆志君 |

財務金融委員

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 岩倉 博文君 | 松野 博一君 |
| 小泉 龍司君 | 小此木八郎君 |
| 増原 義剛君 | 西川 京子君 |
| 生方 幸夫君 | 阿久津幸彦君 |
| 佐々木憲昭君 | 塩川 鉄也君 |
| 小此木八郎君 | 小泉 龍司君 |
| 西川 京子君 | 増原 義剛君 |
| 松野 博一君 | 岩倉 博文君 |

阿久津幸彦君 生方 幸夫君  
塩川 鉄也君 佐々木憲昭君

辞任

補欠

|         |         |
|---------|---------|
| 山本 有二三君 | 七条 明君   |
| 七条 明君   | 山本 有二三君 |

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 大原 一三君 | 浅野 勝人君 |
| 奥野 誠亮君 | 阪上 善秀君 |
| 野田 聖子君 | 伊藤信太郎君 |
| 山口 泰明君 | 谷田 武彦君 |
| 簡井 信隆君 | 永田 寿康君 |
| 松本 剛明君 | 上田 清司君 |
| 山口 富男君 | 矢島 恒夫君 |
| 浅野 勝人君 | 大原 一三君 |
| 阪上 善秀君 | 野田 聖子君 |
| 伊藤信太郎君 | 奥野 誠亮君 |
| 谷田 武彦君 | 山口 泰明君 |
| 永田 寿康君 | 松本 剛明君 |
| 上田 清司君 | 簡井 信隆君 |
| 矢島 恒夫君 | 山口 富男君 |

(理事補欠選任)

一、去る七日、災害対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 山田 正彦君 (理事山田正彦君去る二月二十七日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
災害対策特別委員

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 奥田 建君  | 三井 辨雄君 |
| 前田 雄吉君 | 大島 敦君  |
| 藤木 洋子君 | 中林よし子君 |
| 山内 恵子君 | 今川 正美君 |
| 大島 敦君  | 前田 雄吉君 |
| 三井 辨雄君 | 奥田 建君  |
| 中林よし子君 | 藤木 洋子君 |
| 今川 正美君 | 山内 恵子君 |

一、昨十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法調査会委員

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 小坂 憲次君 | 茂木 敏充君 |
| 茂木 敏充君 | 石破 茂君  |

一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

予算委員長津島雄二君解任決議案(熊谷弘君外四名提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

消防法の一部を改正する法律案  
地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律案  
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案  
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案  
(議案受領)

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

一、去る八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

人権擁護法案

著作権法の一部を改正する法律案

建築基準法等の一部を改正する法律案

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員

及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案  
(委員会審査省略要求書受領)

一、去る六日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

予算委員長津島雄二君解任決議案

(議案付託)  
熊谷弘君外四名

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案(岡田克也君外九名提出、衆法第六号)

特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(岡田克也君外九名提出、衆法第五号)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十八号)

(議案送付)  
経済産業委員会 付託

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成十四年度一般会計予算  
平成十四年度特別会計予算  
平成十四年度政府関係機関予算

地方税法の一部を改正する法律案  
地方交付税法等の一部を改正する法律案  
平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案  
(質問書提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省と鈴木宗男衆議院議員の関係に関する質問主意書(井上和雄君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

特定機能病院における医療事故多発に関する質問主意書(阿部知子君提出)

(答弁書受領)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員海江田万里君提出高層建築物を建設する際の日照権の問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員保坂展人君提出奄美沖不審船に関する質問に対する答弁書

衆議院議員金田誠一君提出日本国憲法における国権と自衛権との関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員東門美津子君提出米軍キャンプ瑞慶覧射撃場の土壌汚染問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した小泉純一郎総理大臣の責任等に関する質問に対する答弁書

平成十四年一月三十日提出  
質問 第六号  
高層建築物を建設する際の日照権の問題に関する質問主意書

提出者 海江田万里

高層建築物を建設する際の日照権の問題に関する質問主意書

昨今の住宅事情では、マンション等を建設するにあたり、高層化が進んでいる。

高層建築物ができることにより、いつも問題になるのが日照権の問題である。

一般家庭の問題ももちろんではあるが、特に学校や特別養護老人ホームなどが近隣にある場合も大きな問題であろう。特に小学校の児童などは、校庭で太陽を浴びて元気に動き回ること成長するし、また老人ホームなどでも、日当たりの良し悪しが健康問題に大きく影響する。

こうした観点から、日照権問題を新たに捉えなおす必要があると考える。

そこで、次の事項について、質問する。

一 小・中学校が近隣に存在する場所に高層建築物を建てる場合の、小・中学校の日照権について、文部科学省、国土交通省はどう考えているか、見解を求める。

二 特別養護老人ホームが近隣に存在する場所に高層建築物を建てる場合の、特別養護老人ホームの日照権について、厚生労働省、国土交通省はどう考えているか、見解を求める。

右質問する。

内閣衆質一五四第六号

平成十四年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員海江田万里君提出高層建築物を建設する際の日照権の問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員海江田万里君提出高層建築物を建設する際の日照権の問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

小学校若しくは中学校又は特別養護老人ホーム(以下「小学校等」という。)が近隣に存在する場所に高層建築物が建てられる場合の小学校等における日照の確保の問題は、当事者間において解決されるべきものであると考える。

なお、御指摘の「日照権」については、これらがどのような内容及び法的性格を有するのかについて学説が分かれており、判例上も必ずしも明確にされていないが、地方公共団体においては、建築基準法昭和二十五年法律第二百一十一号に基づき、良好な市街地の形成が図られるよう、日影による中高層の建築物の高さの制限、高度地区、地区計画等を必要に応じて活用し、建築物に対して規制を行っていることと承知している。

平成十四年二月七日提出  
質問 第一四号

奄美沖不審船に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

奄美沖不審船に関する質問主意書

不審船事件に関して多くの不明の点があり、これらを明らかにすることが今後の対応に必要不可欠であると考えます。

従って、次の事項について質問する。

一 追跡について

1 昨年十二月二十二日の巡視船とオペレーショングルームとの交信状況を明らかにされた。特に沈没につながった二十二日午後十時すぎの正当防衛射撃に至るまでの会話の内容はどうだったのか。誰が、どんな言葉で正当防衛射撃を命じ、それがどのような経緯で現場の射撃手に伝わったのか。

2 海上保安庁が撮影して公表したビデオは、わずか数分間だけである。これが全てか。未公開部分はあるのか。他の撮影部分には何がどのように映っているのか、すべて開示されたい。

3 巡視船に撃ち込まれた銃弾の鑑定作業は、こまに進み、どのような結果が判明しているのか。

二 遺留品について

1 現場海域で回収した回収物の中に不審船の船体の破片が含まれているのか。判明していればその部位と数を示されたい。また、破片

があるとするれば、その分析で船籍等を特定できるのではないかと。

2 遺留品のライフジャケットの製造元は判明したのか。タグ等に何か記されていないのか。

3 海上保安庁が撮影したビデオには、不審船甲板にライフジャケットを着用した男性が写っていたようだが、遺留品のライフジャケットと同様のものと認定できているのか。

4 遺体が身につけていたとされる「もも引き」のサイズ、色・模様、素材を明らかにされた。生産者や生産国等を示すタグなどはついていたのか。

5 遺体ははいていた靴のブランドは「ナイキ」とされているが、本物の「ナイキ」社製と確認できたのか。その靴の型、色、サイズを明らかにされたい。

6 不審船の被疑者は銃撃直前まで「甲板で毛布を被って隠れていた」とされているが、その「毛布」は見つかったのか。

7 その他、遺体が身につけていた衣類等の遺留品の点数と項目、その特徴等を示されたい。

8 これまでに現場海域で回収した品の点数、項目、その特徴等を示されたい。

9 現場海域で回収したタバコや菓子袋のほか、製造国が分かる回収品があるのか。

10 事件後、沖縄県に遺留品の一部とみられるドラム缶等が漂着した、との報道があったが、事実か。このほか、沖縄・九州沿岸に漂

着した遺留品はあるのか。あるとするれば、その点数・項目・特徴等を明らかにされたい。

三 遺体について

1 収容した二遺体の司法解剖に、着手するまで大幅に時間がかかっている。検察庁と海上保安庁との間で、前例のない司法解剖を正当化するための理由説明をぎりぎり詰めていたと聞けが、両庁間で、どんなやりとりがあり、最終的にいかなる理由・法的根拠のもとで鑑定許可状の裁判所への請求に至ったのかを示されたい。

2 司法解剖の報告書内容を開示されたい。

3 司法解剖等の結果から、遺体の足、太股にあった銃創は、日本の巡視船の機関砲から発射された銃弾でできたものと認められるか。

4 遺体からは、本人が銃撃戦に直接関わったとみられる証拠が発見されているか。遺体からの硝煙反応のほか、遺体の手や顔にロケット弾や機銃の排気、排痰による小さな火傷等は認められたか。

5 遺体には、身体を鍛えた痕跡、以前の演習や実戦でのケガの跡等がみられないか。

6 その他、遺体の身長や体重、髪の毛や目の色、まぶたの特徴等の身体的特徴を示されたい。

7 遺体の今後の取り扱いはどうするのか。

四 捜索について

1 第十管区海上保安部(鹿児島)は、一月初旬現在、延べ二十五万五、五〇〇平方キロメートル(九州の約六倍の面積)を捜索したと発表

した。その捜索の方法はいかなるものか。沈没地点から渦巻きを描く、扇状に進む、グリッド状に探す等、具体的に示されたい。

2 海底の沈没船の現在の位置は、ソナー等の方法で特定しているのか。特定しているとしたら、その方法と根拠を明らかにされたい。その際の記録はどうか。

3 付近で操業している漁船等があれば、現場付近の海底のソナー記録等をとっていないか。あるいは依頼して、記録、提供してもらう必要はないか。

4 沈没現場海域では、潮の方向はおおむね南に向かって流れている、という理解でいいのか。季節によって変動等はあるのか。遺留品等の拡散の方向をどのように推測するか。

その他

1 不審船に対して「自沈せよ」と指令する発信があったことを、防衛庁が傍受したと一部で報道されているが、事実か。

2 沈没船について、破壊や収奪の恐れがあるが、これに対する警備はどうするのか。右質問する。

内閣衆質一五四第一四号

平成十四年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員保坂展人君提出奄美沖不審船に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十四年三月十二日 衆議院会議録第二十二号

議長の報告

〔別紙〕

衆議院議員保坂展人君提出奄美沖不審船に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「不審船事件」とは、平成十三年十二月二十二日に発生した九州南西海域不審船事案（以下「本事案」という。）をいうものと考えられるが、お尋ねの交信状況については、犯罪の鎮圧及び捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

正当防衛のための射撃については、問題の船舶からの突然の攻撃に対処するため、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十條第一項において準用する警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）第七條の規定に基づいて、現場の海上保安官が適切に行ったものである。

二の2について

海上保安官が撮影したビデオについては、現在、関係当局において、証拠物として押収し、分析等所要の捜査を鋭意進めているところであると承知しているが、お尋ねは、収集された証拠の内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

なお、既にビデオの一部を公開しているが、これは、本事案が我が国にとって極めて重大なものであり国民にその概要を説明する必要があることを考慮し、公開が相当と認められる範囲内で行ったものである。

一の3について

現在、関係当局において、問題の船舶から撃ち込まれた銃弾について分析等所要の捜査を鋭意進めているところであると承知しているが、その内容については、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

二の1について

問題の船舶が沈没した位置の付近海域（以下「現場海域」という。）で回収された漂流物の中には、船舶の一部らしきものが含まれている。これについては、現在、関係当局において、分析等所要の捜査を鋭意進めているところであると承知しているが、お尋ねは、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

二の2及び3について

現在、関係当局において、回収されたタグの付いた救命胴衣及び御指摘のビデオについて分析等所要の捜査を鋭意進めているところであると承知しているが、お尋ねは、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

二の4について

お尋ねの「もも引き」とは、現場海域で収容された二遺体のうちの一体が着用していたズボン下をいうものと考えられるが、その色及び模様はラグダ色で無地、その素材はアクリル、そのサイズを示す表示はないものと承知している。その余のお尋ねについては、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

二の5について

現場海域で収容された二遺体のうち、一体は、収容時に白い運動靴を左足に装着していたが、その余のお尋ねについては、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

二の6について

現場海域で回収された漂流物の中には、毛布が含まれている。これについては、現在、関係当局において、分析等所要の捜査を鋭意進めているところであると承知しているが、お尋ねは、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

二の7について

現場海域で収容された二遺体が身につけていた衣類等の遺体ごとの遺留品（前述した救命胴衣、ズボン下及び運動靴を含む。）については、次のようなものと承知している。

（一）第一の遺体 オレンジ色防寒ジャンパー、

赤色ベスト型救命胴衣、紺色

セーター、ラグダ色肌着、濃灰

色半袖シャツ、ラグダ色ズボン

下、水色ブリーフ、茶色靴下、

青色靴下、使い捨てライター、

菓子袋

（二）第二の遺体 赤色ベスト型救命胴衣、黒色

防寒ズボン、長袖セーター、ラ

グダ色肌着、白い運動靴（左足

のみ）

二の8について

関係当局において、これまでに現場海域で約五百点の漂流物を回収したが、その中には、タバコ、ボンデン等の漁具、ドラム缶等があり、一部には、長期間漂流していたと思われるものが含まれていると承知している。

二の9について

現在、関係当局において、現場海域で回収された漂流物の分析等所要の捜査を鋭意進めているところであると承知しているが、お尋ねは、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

二の10について

本事実発生の後、関係当局において、本事実との関係が疑われるものとして、沖縄県の海岸にドラム缶等が二十点漂着していることを確認している。これらについては、現在、分析等所要の捜査を鋭意進めているところであると承知しているが、お尋ねは、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

三の1について

現場海域で収容された二遺体の司法解剖については、職務執行中の海上保安官に対する刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十九条及び第二百三条に定める殺人未遂罪の事実に関し、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百三十三条第一項の規定に基づき関係当局から鑑定嘱託を受けた鑑定人において、同法第二百二十五条第一項の裁判官の許可を受けて行ったものであると承知している。

なお、本件鑑定処分許可状の請求の理由及び当該請求に至った経緯については、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

三の2について

司法解剖の鑑定書については、鑑定人からまだ提出されていないが、提出された段階で、その内容について開示できるものがあるかどうか、関係当局において、十分に吟味検討の上判断するものと考えている。

三の3から5までについて

現場海域で収容された二遺体のうち、一体には大腿部に銃創が、また後頭部に痙攣があり、他の一体には左前腕部に痙攣があったということとは承知している。現在、関係当局において、これらの遺体に係る鑑定等所要の捜査を鋭意進めているところであると承知しているが、お尋ねは、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

三の6について

現場海域で収容された二遺体の身長等の遺体ごとの身体的特徴について、関係当局において実施した検視の結果判明しているものは、次のとおりであると承知している。

(一) 第一の遺体

男性、年齢三十五歳前後(推定)、身長百六十四センチメートル、体格中等、頭髪黒色、角

(二) 第二の遺体

男性、年齢四十歳前後(推定)、身長百六十五センチメートル、痩せ型筋肉質、頭髪は白

髪がわずかに混じった黒色、角

三の7について

現場海域で収容された二遺体については、関係当局において、本年一月二十三日に鹿児島市に引き渡しており、同市において、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)第七条の規定に基づき、同日火葬したものと承知している。

四の1について

現場海域においては、気象・海象等を勘案の上、巡視船及び航空機が平行搜索等適切な方法により、問題の船舶の乗組員等の捜査を鋭意実施している。

四の2について

海上保安庁において、サイドスキャンソナー及び自航式水中テレビ装置を使用し現場海域の調査を行った結果、「長漁3705」の表示がある船舶を確認したが、当該表示が、問題の船舶の船体に表示されていたものと同一と認められることから、当該問題の船舶の現在の位置を特定するに至った。

お尋ねの記録の詳細については、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

なお、既に当該記録の一部を公開しているが、これは、本事実が我が国にとって極めて重大なものであり国民にその概要を説明する必要があることを考慮し、公開が相当と認められる範囲内で行ったものである。

四の3について

お尋ねについては、既に海上保安庁において所要の調査を行い、問題の船舶の現在の位置を特定していることから、必要ないものと考えている。

四の4について

現場海域の海水の流れの方向は、季節風や潮汐の影響により、必ずしも一定していない。現場海域で実際に得られた風や海水の流れに関するデータによれば、本事実に係る遺留品等については、北西の季節風の影響を受けて、南東方向に流れたものと推測される。

五の1について

お尋ねに答えることは、他国に防衛庁の情報関心や情報収集・処理能力を明らかにすることになり、爾後の効果的な情報活動の支障となるおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

五の2について

現在、現場海域において、海上保安庁が、巡視船及び航空機により問題の船舶の乗組員及び遺留品の捜査を鋭意継続しており、この中で、航行する船舶の安全確保を図りつつ監視警戒を行っているところである。

平成十四年二月十二日提出  
質 問 第一七号

日本国憲法における国権と自衛権との関係に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

日本国憲法における国権と自衛権との関係  
に関する質問主意書

衆議院議員金田誠一君提出「戦争」、「紛争」、

「武力の行使」等の違いに関する質問に対する答弁書（平成十四年二月五日答弁）は、日本国が自衛権を行使することは日本国憲法第九条が禁止する「国権の発動たる戦争」には該当しないとも解釈できる答弁であるので、更に政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 日本国憲法では第九条及び第四十一条において「国権」という言葉が用いられている。この「国権」の定義について政府の見解を明らかにされたい。

二 この「国権」には次の国家の権利が含まれるのか、政府の見解を明らかにされたい。

- 1 個別的自衛権。
- 2 集団的自衛権。

3 「国の交戦権」（日本国憲法第九条）。

三 日本国憲法では前文と第一条において「主権」という言葉が使われている。この「主権」の定義について政府の見解を明らかにされたい。

四 日本国憲法における「主権」と「国権」の違いについて政府の見解を明らかにされたい。

五 自衛隊法第八十八条が認める「武力行使」は日本国憲法第九条でいう「武力の行使」に該当するの否か、政府の見解を明らかにされたい。

平成十四年三月十二日 衆議院会議録第十二号

内閣衆質一五四第一七号  
平成十四年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出日本国憲法における国権と自衛権との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員金田誠一君提出日本国憲法における国権と自衛権との関係に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

一般に、「主権」及び「国権」という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではなく、「主権」という言葉は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられ、「国権」という言葉は、第一に国家の意思、第二に統治権というような意味で用いられているところと承知している。

お尋ねの憲法上用いられている「主権」という言葉のうち、前文第一段落及び第一条の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思の源泉というような意味で、前文第三段落の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思が最高、独立であることというような意味で用いられていると考える。

また、お尋ねの憲法第九条及び第四十一条の「国権」は、右で述べた国権の意味のうち国家の意思というような意味で用いられていると考える。

二について

憲法で使われている「国権」という言葉は、国家の意思というような意味で用いられているものであって、お尋ねのような国家の個別具体的な権利を指すものとして用いられているのではないと考える。

五について

お尋ねの自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十八条第一項に基づいて「必要な武力を行使すること」は、言葉そのものの意味としては憲法第九条第一項の「武力の行使」に当たるが、憲法第九条で禁止されている「武力の行使」には当たらないと考える。

平成十四年二月十四日提出  
質問 第一八号

米軍キャンプ瑞慶覧射撃場跡の土壌汚染問題  
に関する質問主意書

提出者 東門美津子

米軍キャンプ瑞慶覧射撃場跡の土壌汚染問題  
に関する質問主意書

一九八一年に返還された北谷町の米軍キャンプ瑞慶覧の射撃場跡地中から、油状の物質が入ったドラム缶が一月二十九日以来、百二十本以上発見

され、地主や周辺住民、当該自治体が対応を余儀なくされている。ドラム缶の形状、埋められた海抜、町の独自調査などから、米軍が埋めた可能性が指摘されているが、今なお汚染浄化責任者が特定されず、町によってドラム缶及び汚染土壌の撤去、保管が進められている。在沖繩米軍基地の整理縮小、円滑な跡地利用開発は、施設区域提供者の国の責務であり、その実施に当たって関係自治体や地主が不利を被ることがあってはならないと考えるが、原因者の特定、汚染浄化、地主への補償等、一連の作業に国はどうかかわるのか。以下、質問する。

一 原因者の特定を、いつまでに、何を根拠に行うのか。

二 国が、汚染物質の除去、原状回復、地主への被害補償を行う際の根拠は何か。

三 当該施設の返還前の環境調査について、明らかにされたい。

四 当該施設の返還実施計画の内容について、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第一八号  
平成十四年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員東門美津子君提出米軍キャンプ瑞慶覧射撃場跡の土壌汚染問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員東門美津子君提出米軍キャンプ

瑞慶覧射撃場の土壌汚染問題に関する質

問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の平成十四年一月二十九日にタール状物質が入ったドラム缶が発見された沖縄県中頭郡北谷町に所在する土地(以下「本件土地」という。)は、国と本件土地の所有者との間で賃貸借契約が締結された昭和四十七年五月十五日から本件土地が返還された昭和五十六年十二月三十一日までの間、キャンプ瑞慶覧内メイ・モスカラ射撃場(以下「本件射撃場」という。)の一部として我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)によって使用されていたものである。

政府としては、現在、那覇防衛施設局において、合衆国軍隊が本件土地を使用していた経緯から合衆国軍隊に対し事実関係を照会する等により当該ドラム缶が埋められていた原因の究明に向けた調査を沖縄県及び同県中頭郡北谷町と共に鋭意進めているところであるが、この調査の今後の具体的な見通しは明らかではない。

また、政府としては、当該ドラム缶が埋められていたことが合衆国軍隊の使用に起因するものであれば、国と本件土地の所有者との間の賃貸借契約に基づき、国の責任において当該ドラム缶の除去等の原状回復及び損害賠償を行うこととしている。

なお、政府としては、当該ドラム缶が埋められていたことが合衆国軍隊の使用に起因するも

のであるかどうかにかかわらず、当該ドラム缶の除去等について適切に対処してまいりたい。

三について

お尋ねの「当該施設の返還前の環境調査」が何を指すのか明らかではないが、本件射撃場の土地を所有者等に返還する際には、土地の原状回復措置を行う上で必要な形質変更の状況の調査を土地の使用履歴に関する資料の収集整理等により行ったところである。

四について

お尋ねの「返還実施計画」は、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百二号)第六条に規定する返還実施計画を指すものと考えるが、同法は、平成七年六月二十日から施行されたため、昭和五十六年に返還された本件射撃場については、返還実施計画は定められていない。

しかしながら、本件射撃場の土地を所有者等に返還する際には、沖縄県、同県中頭郡北谷町、土地所有者等に対し、返還に係る区域及び返還の予定時期に係る情報の提供等を行ったところである。

平成十四年三月一日提出  
質問 第三八号

鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した小泉純一郎総理大臣の責任等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した小泉純一郎総理大臣の責任等に関する質問主意書

一 小泉総理は鈴木宗男議員を二度も総理特使に任命したことを現時点では、問題があったと考えているのか。

二 小泉総理は鈴木議員が外務省で不自然に権力を持ちすぎているということを知っていたか。

三 知っていながら、鈴木議員を総理特使に任命したのであれば、鈴木議員の外務省での不自然なまでの権力を増長させることに力を貸したことになる。

これについて小泉総理はどのような認識を持っているのか。

四 二を知らない場合でも、総理特使に任命したことによって結果的に外務省に対しての鈴木議員の不自然なまでの権力を増長させることとなったが、小泉総理は任命者として、その不明に関してどのような認識を持っているのか。

五 総理特使の決め方として、鈴木議員の本年、昨年の総理特使派遣は、本人からの申し出だったとのことだが、過去に、総理特使を決める際に、本人の申し出で決定した事例は何例あり、それぞれ誰が総理特使となった事例か。

六 これまで過去、五年間のすべての総理特使について、派遣された特使名と派遣国、期間、目的と、どの内閣時のものかをお示し願いたい。

七 鈴木議員は昨年十月、本年一月と短期間に同一国(タジキスタン)に総理特使として派遣され

ている。過去にこのように短期間に同一国に総理特使を派遣した事例があれば、お示し願いたい。

八 七の事例がないのであれば、なぜ、このような派遣が実施されたのか。短期間に同一国に派遣した必要性についてお示し願いたい。

九 同一内閣で、鈴木議員のように同じ人物が二度、総理特使に任命されたことがあるのか。事例をお示し願いたい。

一〇 鈴木議員の総理特使選定に関して、外務省は現時点でも問題は全く無かったと考えているのか。反省する点は無いのか。お示し願いたい。右質問する。

内閣衆質一五四第三八号

平成十四年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎  
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した小泉純一郎総理大臣の責任等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した小泉純一郎総理大臣の責任等に関する質問に対する答弁書

一について

小泉内閣総理大臣は、鈴木宗男衆議院議員

(以下「鈴木議員」という。)を平成十三年十月及び本年一月の二度にわたりタジキスタン共和国へ総理特使として派遣したこと(以下「本件派遣」という。)については、衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した経緯等に関する質問に対する答弁書(平成十四年三月一日内閣衆質一五四第三三三三号。以下「前回答弁書」という。)八から一一までについて述べた派遣の経緯等に照らし、現時点においても、問題はなかったと考えている。

二について

御指摘の「不自然に権力を持ちすぎている」ということ」がどのような状態を指すのか必ずしも明らかではないが、小泉内閣総理大臣は、本年三月四日に外務省が公表した「北方四島住民支援に関する調査結果報告書」(以下「報告書」という。)に指摘されているような鈴木議員と外務省との関係については承知していなかった。

三及び四について

御指摘の「不自然なまでの権力を増長させること」がどのようなことを指すのか必ずしも明らかではないが、小泉内閣総理大臣は、本件派遣については、一について述べたとおり問題がないから、このことが報告書に指摘されているような鈴木議員と外務省との関係に結び付いたとは考えていない。

五について

総理特使の派遣の要否及びその選任について

は、当該外交問題の性質等を踏まえて判断されるものであり、「本人の申し出」のみによって決定されるものではない。

六について

平成九年三月から本年二月までの間の総理特使の派遣のうち、外務省が把握し得たものの氏名、派遣先、派遣期間、派遣目的及び派遣当時の内閣は、別表のとおりである。

七について

外務省において限られた期間で可能な調査を行ったが、少なくとも過去五年間においては、お尋ねのような事例は見当たらなかった。

八について

タジキスタン共和国に約三か月間に二度総理特使を派遣したのは、前回答弁書八から一一までについて述べたとおり、それぞれについて派遣の必要性が認められたことによる。

九について

外務省において限られた期間で可能な調査を行ったが、少なくとも過去五年間においては、橋本内閣における平林博内閣外政審議室長及び高村正彦外務政務次官の事例、小泉内閣における森喜朗前内閣総理大臣の事例がある。

一〇について

外務省は、本件派遣については、前回答弁書八から一一までについて述べた派遣の経緯等に照らし、現時点においても、問題はなかったと考えている。

別表

| 氏名(役職は派遣当時)                 | 派遣先                                | 派遣期間               | 派遣目的                                                                   | 派遣当時の内閣 |
|-----------------------------|------------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------|---------|
| 平林博内閣外政審議室長                 | アレバノン、シリ                           | 平成九年三月二日から七日まで     | 二国間関係及び中東和平問題についての意見交換のため                                              | 橋本内閣    |
| 高村正彦外務政務次官                  | ペルー、キューバ、ドミニカ共和国                   | 平成九年三月十七日から二十三日まで  | 在ペルー日本国大使公邸人質事件の平和的解決への協力について話し合うため                                    | 橋本内閣    |
| 平林博内閣外政審議室長                 | ミャンマー                              | 平成九年六月十一日から十三日まで   | ミャンマーが平成九年七月にASEANに加盟することが決定したことを踏まえ、ミャンマー政府の民主化努力に対する働き掛けを強化するため      | 橋本内閣    |
| 今川幸夫元カンボディア王国駐節特命全權大使       | カンボディア                             | 平成九年六月二十五日から二十七日まで | カンボディアの内政に対する国際社会の懸念を伝え意見交換を行うため                                       | 橋本内閣    |
| 土井たか子前衆議院議長                 | インド                                | 平成九年九月十三日及び十四日     | マザーテレサ国葬参列のため                                                          | 橋本内閣    |
| 田邊敏明外務省国際貿易・経済担当兼地球環境問題担当大使 | イタリア                               | 平成九年十一月一日から三日まで    | 気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の成功に向けた働き掛けのため                                   | 橋本内閣    |
| 高村正彦外務政務次官                  | アメリカ合衆国                            | 平成九年十一月三日から六日まで    | 気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の成功に向けた働き掛けのため                                   | 橋本内閣    |
| 平林博内閣外政審議室長                 | クウェイト、カタール、バハレーン、アラブ首長国連邦、オマーン、インド | 平成九年十一月七日から十八日まで   | 日・湾岸協力理事会(GCC)二十一世紀協力計画(C-21)の推進及び気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の成功に向けた働き掛けのため | 橋本内閣    |
| 黒河内康外務省参与                   | タンザニア                              | 平成九年十一月十五日から二十日まで  | 気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の成功に向けた働き掛けのため                                   | 橋本内閣    |

|              |                |                    |                                             |      |
|--------------|----------------|--------------------|---------------------------------------------|------|
| 遠藤武彦通商産業政務次官 | 連合王国、オランダ      | 平成九年十一月十一日及び十二日    | 気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の成功に向けた働き掛けのため        | 橋本内閣 |
| 山本公一環境政務次官   | ドイツ、フランス       | 平成九年十一月十一日から十六日まで  | 気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の成功に向けた働き掛けのため        | 橋本内閣 |
| 鈴木宗男内閣官房副長官  | ウガンダ、ケニア、タンザニア | 平成十一年八月十六日から二十一日まで | ユネスコ事務局長選挙に関する我が国への支持要請のため                  | 小淵内閣 |
| 登誠一郎内閣外政審議室長 | レバノン、シリア       | 平成十一年十二月二日から六日まで   | 二国間関係及び中東和平問題についての意見交換のため                   | 小淵内閣 |
| 高村正彦前外務大臣    | エジプト、アルジェリア    | 平成十二年二月八日から十四日まで   | 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期批准要請のため                  | 小淵内閣 |
| 鈴木宗男衆議院議員    | ロシア            | 平成十二年四月三日から六日まで    | プーチン大統領代行との会談のため                            | 小淵内閣 |
| 野呂田芳成衆議院議員   | スリ・ランカ         | 平成十二年八月二十日から二十二日まで | 二国間関係の強化のため                                 | 森内閣  |
| 橋本龍太郎元内閣総理大臣 | サウディ・アラビア      | 平成十二年十一月十六日から二十日まで | 第七回国際エネルギーフォーラム出席のため                        | 森内閣  |
| 浦部和好内閣官房副長官補 | ガーナ、セネガル       | 平成十三年一月二日から三日まで    | 森総理のアフリカ訪問の成果を伝達するため                        | 森内閣  |
| 高村正彦元外務大臣    | イラン、サウディ・アラビア  | 平成十三年九月三十日から十月五日まで | 米国における同時多発テロ事件に対する国際的連携を働き掛けるため             | 小泉内閣 |
| 鈴木宗男衆議院議員    | タジキスタン         | 平成十三年十月七日及び八日      | 米国における同時多発テロ事件に対する国際的連携を確認及び難民対策に関する意見交換のため | 小泉内閣 |
| 橋本龍太郎元内閣総理大臣 | エジプト、アラブ首長国連邦  | 平成十三年十月七日から十一日まで   | スエズ運河架橋完成式典出席のため及び米国における同時多発テロ事件を受けた意見交換のため | 小泉内閣 |

|              |                   |                    |                                                                                  |      |
|--------------|-------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------|
| 池田行彦元外務大臣    | アメリカ合衆国           | 平成十三年十月九日から十二日まで   | マンズフィールド米国元駐日大使の葬儀出席のため                                                          | 小泉内閣 |
| 森喜朗前内閣総理大臣   | インド               | 平成十三年十月二十八日から三十日まで | 米国の同時多発テロ事件を含む国際情勢について意見を交換するため                                                  | 小泉内閣 |
| 山口泰明前外務大臣政務官 | パラオ、カメルーン、セネガル、マリ | 平成十四年一月十日から二十日まで   | コロール・バベルタオ大統領の完成式典出席のため及び平成十三年十二月のアフリカ開発会議(TICAD)開催に際して友好関係を増進するため               | 小泉内閣 |
| 森喜朗前内閣総理大臣   | ウズベキスタン           | 平成十四年一月十日から十七日まで   | アフガニスタン復興支援国際会議への協力要請のため                                                         | 小泉内閣 |
| 鈴木宗男衆議院議員    | タジキスタン            | 平成十四年一月十五日及び十六日    | アフガニスタン復興支援国際会議への協力要請のため、我が国とタジキスタンとの外交関係樹立十周年記念のため及び在タジキスタン日本国大使館の開設レセプション出席のため | 小泉内閣 |

(答弁通知書受領)

一、去る八日、内閣から、衆議院議員鉢呂吉雄君提出中華人民共和国の世界貿易機関への加入議定書に基づく緊急関税に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年三月十八日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二、去る八日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出西暦二〇〇一年に発覚した外務省の一連の不祥事と公務員の告発義務との関係に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年三月二十七日までに回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十四年二月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二五〇一・〇〇号を次のように改める。

二五〇一・〇〇  
塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないかは、純塩化ナトリウム(水溶液であるかないかは、固結防止剤を含有するかないかを問わない)及び海水、塩及び純塩化ナトリウム(目開きが二・八ミリメートルのふるい(織金網製のものに限る)に對する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く)

一キログラムにつき五  
〇銭  
無税

二 その他のもの

別表第三八・二五項中「下水汚泥並びに」を「下水汚泥及び」に改める。

別表第四八〇二・五六号、第四八〇二・六二号及び第四八〇一・一四号中「未満」を「以下」に改める。

別表の付表第一号を次のように改める。

|     |         |              |                                                                                                                                                                                |
|-----|---------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一   | アルコール飲料 | 一リットルにつき三〇〇円 | 第三二〇八・九〇号の一の(一)                                                                                                                                                                |
| (1) | 蒸留酒     | 一リットルにつき二〇〇円 | 第二二〇六・九〇号の二の(口)のDの(b)、第二二〇三・〇〇号、第二二〇四・一〇号、第二二〇五・二〇号、第二二〇六・〇〇号、第二二〇七・一〇号、第二二〇八・九〇号の二の(一)若しくは(口)のA若しくはBの(b)、第二二〇九・九〇号の二の(一)若しくは(口)のA若しくはBの(b)又は第二二一〇・〇〇号の二の(一)若しくは(口)のA若しくはBの(b) |
| (2) | その他のもの  | 一リットルにつき二〇〇円 |                                                                                                                                                                                |

別表の付表第二号を次のように改める。

付表第二 少額輸入貨物に対する簡易税率表(第三条の三関係)

| 番号  | 品 目                                                                                              | 税 率         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 一   | (1) 別表第二二〇四・一〇号から第二二〇四・二九号まで、第二二〇五・一〇号又は第二二〇五・九〇号の二に掲げる物品                                        | 一リットルにつき七〇円 |
| (2) | 別表第二二〇八・九〇号の一の(口)のBに掲げる物品                                                                        | 一リットルにつき二〇円 |
| (3) | 別表第二二〇六・九〇号の二の(口)のDの(b)、第二二〇四・三〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二、第二二〇七・一〇号又は第二二〇八・九〇号の一の(口)のA若しくは(一)若しくは(口)に掲げる物品 | 一リットルにつき三〇円 |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 二 | 次に掲げる物品<br>(1) 別表第二二〇三・二〇号又は第二二〇五・〇〇号に掲げる物品<br>(2) 別表第四三〇二・三〇号の一又は第四三〇三・〇三項に掲げる物品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 二〇% |
| 三 | 次に掲げる物品<br>(1) 別表第九〇九・二二一号、第九〇九・二二二号、第九〇九・二二一号又は第九〇九・二二〇号の二に掲げる物品<br>別表第九〇九・二二〇号に掲げる物品のうち<br>紅茶以外のもの<br>別表第九〇九・二二〇号の二の(口)に掲げる物品<br>別表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品<br>別表第四三〇二・一〇号から第四三〇二・二〇号まで又は第四三〇二・三〇号の二に掲げる物品                                                                                                                                                                                                              | 一五% |
| 四 | 次に掲げる物品<br>(1) 別表第一類から第四類までに掲げる物品<br>(2) 別表第七類に掲げる物品<br>(3) 別表第八類に掲げる物品<br>(4) 別表第九〇九・二二一号の二に掲げる物品<br>(5) 別表第一二二・二〇号の一に掲げる物品<br>(6) 別表第一六類から第二〇類までに掲げる物品<br>(7) 別表第二一類に掲げる物品(第一号及び第二号の品目の欄に掲げるものを除く)<br>(8) 別表第二九〇五・四四号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の二、第二九二二・四二号の二又は第二九四〇・〇〇号の二に掲げる物品<br>(9) 別表第四四二・九〇号の一に掲げる物品<br>(10) 別表第四六類に掲げる物品<br>(11) 別表第五〇・〇七項に掲げる物品<br>(12) 別表第五三類に掲げる物品<br>(13) 別表第六八類に掲げる物品<br>(14) 別表第八二類に掲げる物品 | 一〇% |
| 五 | 次に掲げる物品<br>(1) 別表第八類に掲げる物品<br>(2) 別表第二七類に掲げる物品<br>(3) 別表第二八類に掲げる物品<br>(4) 別表第二九類に掲げる物品(第四号の品目の欄に掲げるものを除く)<br>(5) 別表第三八類から第三四類までに掲げる物品<br>(6) 別表第三八類に掲げる物品                                                                                                                                                                                                                                                          | 三%  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(7) 別表第三九類に掲げる物品<br/>(8) 別表第四三類に掲げる物品(第二号及び第三号の品目の欄に掲げるものを除く。)<br/>(9) 別表第五九類に掲げる物品<br/>(10) 別表第六六類から第六八類までに掲げる物品<br/>(11) 別表第七〇類に掲げる物品(別表第七〇・一八項に掲げるものを除く。)<br/>(12) 別表第七四類から第七六類までに掲げる物品<br/>(13) 別表第七八類に掲げる物品<br/>(14) 別表第七九類に掲げる物品<br/>(15) 別表第八一類から第八三類までに掲げる物品<br/>(16) 別表第九四類に掲げる物品<br/>(17) 別表第九五類に掲げる物品</p> | <p>第五條 削除<br/>第六條 第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。<br/>第七條 第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「二百四十円」を「百九十円」に改める。<br/>第七條の三 第一項中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「条約に規定する税率」を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書一Aの千九百九十四年の關稅及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附屬する讓許表の第三十八表の日本國の讓許表に定める税率(第七條の八及び第八條の二において「協定税率」という。)」に改め、同條第二項第三号中「第一九〇四・二〇号の二(二)及び(三)の下に」、「第一九〇四・三〇号」を加える。<br/>第七條の四 第一項及び第七條の五 第一項中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改める。<br/>第七條の六 第一項、第二項及び第七項中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同條の次に次の二條を加える。<br/>(中華人民共和國の特定の貨物に係る緊急關稅)<br/>第七條の七 中華人民共和國(香港地域及びマカオ地域を除く。以下この條において同じ。)を原産地とする特定の種類の貨物の輸入の増加(本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。)の事実(以下この條において「中華人民共和國特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入が、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に市場のかく乱を起し、又は起すおそれがある事実(以下この條において「本邦の産業に起す市場かく乱等の事実」という。)がある場合において、國民經濟上緊急に必要があると認められるときは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定</p> |
| <p>六 次に掲げる物品<br/>(1) 別表第五類に掲げる物品<br/>(2) 別表第二五類に掲げる物品<br/>(3) 別表第三〇〇六・七〇号に掲げる物品<br/>(4) 別表第四〇類に掲げる物品<br/>(5) 別表第四八類に掲げる物品<br/>(6) 別表第六九類に掲げる物品<br/>(7) 別表第七二類に掲げる物品<br/>(8) 別表第七三類に掲げる物品<br/>(9) 別表第八〇類に掲げる物品</p>                                                                                                       | <p>第十二條 一の規定に基づき中華人民共和國が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書(以下この條において「加入議定書」という。)第十六節三の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。<br/>一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、關稅定率法別表の税率(第二條、第七條の六第二項若しくは第三項又は第八條の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率とし、同法第九條第一項第一号又は第八項第一号の措置がとられている場合には、これらの措置による關稅を含む率とする。以下この條において「一般税率」という。)による關稅のほか、当該貨物の課稅價格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と認められる卸売價格(類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による價格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた價格)との差額から一般税率による關稅の額を控除した額以下の關稅を課すること。<br/>二 指定された貨物について世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書一Aの千九百九十四年の關稅及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書(以下この條において「マラケシュ議定書」という。)又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書一Aの千九百九十四年の關稅及び貿易に関する一般協定(以下この條において「一般協定」という。)に基づく條約において關稅の讓許をしている場合において、指定された</p>                                                          |
| <p>七 前各号に掲げる物品以外の物品</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>で定めるものについては、平成十七年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その關稅を免除する。<br/>一 航空機に使用する部分品<br/>二 税關長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材<br/>三 人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開發の用に供する物品<br/>四 税關長の承認を受けた工場において前号に掲げる物品の製作に使用する素材</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

(關稅暫定措置法の一部改正)  
第二條 關稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。  
第二條 第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を削る。  
第四條及び第五條を次のように改める。  
(航空機部分品等の免税)  
第四條 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令

期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、その譲許を撤回し、又は一般税率(前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率)の範囲内においてその譲許を修正し、その一般税率又は修正後の税率による関税を課すること。

2 前項の規定による措置は、市場のかく乱を防止し、又は救済するために必要な期間及び限度を超えるものであつてはならない。

3 政府は、中華人民共和国特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

4 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

5 政府は、第三項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、中華人民共和国特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実を推定することができる。国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、加入議定書第十六節7の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(二百日以内に限る。)を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の

本邦における適正と推定される卸売価格(類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格)との差額から一般税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二 指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、その譲許を撤回し、又は一般税率(前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率)の範囲内においてその譲許を修正し、その一般税率又は修正後の税率による関税を課すること。

6 政府は、第三項の調査が終了したときは、中華人民共和国特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実があると決定される場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。

7 第一項の規定による措置がとられている場合において、同項の規定により指定された期間の満了後においても同項の規定により指定された貨物の輸入の増加による本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実が継続すると認められるときは、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

8 第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により指定された期間を前項の規定により延長する場合について準用する。

9 第三項の調査(前項の規定により準用され

る第三項の調査を除く。以下この項において同じ。)その他の加入議定書第十六節2又は3の規定に係る調査の対象となつた貨物については、当該調査が終了した日から一年を経過した日以後でなければ、正当な理由がある場合を除き、第三項の調査を行うことができない。

10 中華人民共和国において加入議定書第十六節2の規定による措置がとられた場合又はその他の国において加入議定書第十六節3若しくは7の規定による措置(第十六節において「関係国の措置」という。)がとられた場合において、これらの措置がとられたことによる中華人民共和国を原産地とする特定の種類の貨物の輸入の著しい増加(次項において「貿易転換」という。)が生じ、又は生ずるおそれがある事実(第十二項及び第十四項において「貿易転換等の事実」という。)があり、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、加入議定書第十六節8の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と認められる卸売価格(類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格)との差額から一般税率による関税の額(第一項第一号又は第五項第一号の措置がとられている場合には、これらの措置による関税の額を含む。)を控除した額以下の関税を課すること。

二 指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、その譲許を撤回し、又は一般税率(第一項第一号、第五項第一号又は前号の措置がとられている場合には、これらの措置による関税を含む率)の範囲内においてその譲許を修正し、その一般税率又は修正後の税率による関税を課すること。

11 前項の規定による措置は、貿易転換を防止し、又は救済するために必要な期間及び限度を超えるものであつてはならない。

12 政府は、貿易転換等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

13 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

14 第十項の規定による措置がとられている場合において、同項の規定により指定された期間の満了後においても貿易転換等の事実が継続すると認められるときは、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

15 第十一項から第十三項までの規定は、第十項の規定により指定された期間を前項の規定により延長する場合について準用する。

16 関係国の措置がとられた場合における第十項の規定による措置は、当該関係国の措置が終了した日から三十日を経過する日までに解除するものとする。

17 政府は、平成二十五年十二月十日までの間に限り、第一項、第五項又は第十項の規定による措置をとり、又は継続することができ

る。

18 第一項又は第十項の規定による措置をとつたときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。

19 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の八 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(以下この条において「シンガポール協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(シンガポール協定第十四条一の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第八項において「シンガポール特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第八項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条一の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(一年以内に限る。)を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてシンガポール協定附屬書Iに基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち

一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 関税定率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いもの(以下この項及び第六項において「実行税率」という。)

ロ シンガポール協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条3(d)の規定に基づき、当該措置につき一年を超え三年以内の期間を指定することができる。この場合においては、当該措置は、当該指定しようとする期間内において段階的に緩和されたものでなければならない。

3 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条3(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該措置の開始の日から三年以内限り、当該措置を延長することができる。

4 政府は、前項の規定により第一項の措置の開始の日から一年を超えて当該措置を延長する場合においては、シンガポール協定第十八条3(d)の規定に基づき、当該措置を段階的に緩和するものとする。

5 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、シンガポー

ル協定第十八条3(c)に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

6 シンガポールにおいてシンガポール協定第十八条一の規定による措置(次項において「シンガポールの緊急措置」という。)がとられた場合には、シンガポール協定第十八条4の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができ

る。

7 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はシンガポールの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするよう配慮のもとに行わなければならない。

8 政府は、シンガポール特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

9 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。

10 第一項の規定による措置は、同一の貨物につき二回以上とることができる。

11 政府は、シンガポール協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項の規定による措置をとり、又は継続することができる。

12 前各項に定めるもののほか、これらの規定

の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第六・一五項、第六十二類及び第六十三類」を「及び第六十一類から第六十三類まで」に改め、同項第三号を削る。

第八条の二第一項第二号中「条約に規定する税率」を「協定税率」に改める。

第八条の六第二項中「又は第一の二」を削る。

第九条中「若しくは第五条」を削る。

第十条第一号中「又は第五条」を削る。

第十条の二中「若しくは第五条」を削る。

第十条の三第一項中「沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第二十五条第二項」を「沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第 号)第四十五条第二項」に改め、「保税作業(及びをいう。)」を削り、「平成十四年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「関税法第七条第二項」を「同法第七条第二項」に改める。

第十条の四第一項を次のように改める。

沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に規定する旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するもの(当該出域の際に携帯して移出するものに限る。)については、平成十九年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

第十一条第一項中「若しくは第五条」を削る。

一五

塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問われない)、純塩化ナトリウム(水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない)及び海水

塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）

(1) 平成一五年三月三一日までに輸入されるもの

(2) 平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで輸入されるもの

(3) 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで輸入されるもの

別表第一第二七〇九・〇〇号を次のように改める。

二七〇九・〇〇 石油及び歴青油(原油に限る。)

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(2) その他のもの

平成一八年三月三一日までに輸入されるもの

一キロリツ  
トルにつき  
一七〇円

一一七〇・一

別表第一第二七二〇・一一号及び第二七二〇・一九号を次のように改める

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）

### (一) 揮発油

C その他のもの

(a) 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）

(1) 温度一五度における比重が〇・八〇二七以下のもの

平成一八年三月三一日までに輸入されるもの

一キロリツ  
トルにつ  
二、六九  
円

二七二〇・一九

(2) その他のもの  
平成一八年三月三十一日までに輸入さ  
れるもの

一キロリッ  
トルにつき  
二、三三六  
円

(b) その他のもの

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

一キロリッ  
トルにつき  
九円

(2) その他のもの

平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの

一キロリッ  
トにっ  
一、三  
円八六

(二) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに  
限る。)

無税

平成一八年三月三十一までに輸入されるもの

一キロリッ  
トルにつき  
五十六円

(三) 輕油

平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの

一キロリツ  
一トルにつ  
一ト、二五  
円

その他のもの

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む）

(一) 灯油

B  
その他のもの

(1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに  
限る。）

(2) その他のもの

平成一八年三月三十一までに輸入されるもの

一キロリットルにつき  
五十六円

一七



九



(二) その他のもの  
A 本底が革製のもの  
(a) 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く)のうち  
共通の限度数量以内のもの  
二四%

別表第一の二を次のように改める。  
別表第一の二 削除

別表第一の三及び第一の三の二中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。  
別表第一の五を次のように改める。  
別表第一の五 削除

別表第一の六及び第一の八中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

別表第二第一九〇五・九〇号中  
(一) 砂糖を加えたもの  
C その他のもの  
一五%  
(二) その他のもの  
二・五%  
を

別表第二第二二〇六・〇〇号中  
(一) 砂糖を加えたもの  
D その他のもの  
一五%  
(二) その他のもの  
二・五%  
に改める。

別表第二第二二〇八・五〇号及び第二二〇八・六〇号を削る。  
(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの  
無税  
を削る。

別表第四中第八項を第九項とし、第二項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同表第一項中「関税率法別表(以下この表において「関税率表」という。)」を「関税率表」に改め、同項を同表第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

一 関税率法別表(以下この表において「関税率表」という。)(第二五〇一・〇〇号の一に掲げる物品)

附 則  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税暫定措置法第七条の六の次に二条を加える改正規定(第七条の七を加える部分に限る。)、この法律の公布の日

平成十四年三月十二日 衆議院会議録第十二号

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

七条の六の次に二条を加える改正規定(第七条の八を加える部分に限る。及び同法第八条の二第二項第二号の改正規定、新たな時代に於ける経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税暫定措置法(以下この条において「新暫定法」という。)(第七条の七第三項又は第十二項の調査(以下この項及び次項において「新暫定法調査」という。))の対象となる貨物について前条第一号に定める日以前に開始された関税率法第九条第六項の調査(以下この項において「定率法調査」という。))が継続している場合であつて、当該定率法調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十二条一の規定に基づき中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)(以下「世界貿易機関」)加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書(次項において「加入議定書」という。)(第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該定率法調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。

2 新暫定法調査の対象となる貨物について前条第一号に定める日以前に開始された加入議定書第十六節2、3又は8の規定に係る調査(以下この項において「施行前調査」という。))が継続している場合であつて、当該施行前調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、加入議定書第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該施行前調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。

3 この法律の施行前に第二条の規定による改正

前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という。)(第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。  
一 旧暫定法別表第一第二二〇八・六〇号に掲げる物品  
二 旧暫定法別表第一第二二一〇・一一号の一の(一)のCの(b)の(2)に掲げる物品

6 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認は、新暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

7 この法律の施行前に旧暫定法第十条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、同条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)  
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項又は第五項の規定により従前の例によることとされる関税の軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正)  
第四条 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。  
(相殺関税等が還付される場合の消費税の還付)

第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。

一 関税定率法第七条第三十項(相殺関税の還付)

二 関税定率法第八條第十一項又は第三十三項(不当廉売関税の還付)

三 関税定率法第九條第九項(暫定緊急関税の還付)

四 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七條の七第六項(中華人民共和国の特定の貨物に係る暫定緊急関税の還付)  
前項(第二号)関税定率法第八條第十一項に係る部分に限る。、第三号及び第四号に係る部分に限る。の規定による還付金については、関税通則法第五十八條第一項(還付加算金)の規定は、適用しない。

3 第一項第一号及び第二号(関税定率法第八條第三十三項に係る部分に限る。)に係る部分に限る。の規定による還付金について還付加算金(関税通則法第五十八條第一項に規定する還付加算金をいう。)を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、関税定率法第七條第二十九項又は第八條第三十二項の規定による還付の請求があつた日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当(関税通則法第五十七條第一項(充当)の規定による充当をいう。以下この項において同じ。)をする日(同

日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。  
(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十四條の規定は、この法律の施行前に関税定率法第七條第三十項(相殺関税の還付)、第八條第十一項若しくは第三十三項(不当廉売関税の還付)又は第九條第九項(暫定緊急関税の還付)の規定による関税額の還付があつた場合についても適用する。

### 理 由

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、精製塩に係る基本関税率の引上げ及び暫定関税率の設定並びに少額輸入貨物に対する簡易税率の引下げ等を行うほか、沖縄県から沖縄県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の免税制度の拡充、加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度の拡充、中華人民共和国の世界貿易機関への加入議定書に基づく緊急関税の導入、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定に基づく関税の緊急措置の導入並びに関税の減免税還付制度、特別緊急関税及び暫定関税率等の適用期限の延長を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
議案の目的及び要旨  
本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率、関税の減免

税制度等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 関税率の改正

平成十四年四月一日からの塩の輸入自由化に伴い精製塩の関税率の引上げ等の改正を行うこととする。

#### 2 関税の減免税制度等の改正

加工再輸入減税制度及び沖縄に關連する関税特別措置の拡充等の改正を行うこととする。

3 国際協定に基づく特別な緊急関税制度の導入  
(一) 中華人民共和国の世界貿易機関への加入議定書に基づく对中国経済的セーフガード制度を導入することとする。

(二) 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定に基づく対シンガポール二国間セーフガード制度を導入することとする。

4 暫定関税率等の適用期限の延長  
平成十四年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率等について、その適用期限を延長することとする。

5 その他の改正  
その他の所要の規定の整備を行うこととする。

6 施行期日  
この法律は、平成十四年四月一日から施行することとする。ただし、3(一)については、この法律の公布の日から、3(二)については、協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日

のいずれか遅い日から施行することとする。  
二 議案の可決理由  
本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率の改正を行う

ほか、関税の減免税制度等の改正、国際協定に基づく特別な緊急関税制度の導入及び暫定関税率等の適用期限の延長を図る等の必要があるため、それぞれ所要の改正を行おうとするもので、時宜に適應するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
本案施行に伴う平成十四年度における減収見込額は、約三十億円である。  
右報告する。

平成十四年三月八日

財務金融委員長 坂本 剛二  
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、国民経済的観点に立って国民生活の安定に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、適正・公平な課税の確保により一層努めること。

一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況下で、税関における事務の一層の情報化・機械化を図るとともに、従来にも増した執行体制の整備に特段の努力を行うこと。

最近における国際化の著しい進展、相互依存等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、銃砲、覚せい剤をはじめとする不

正薬物、知的財産権侵害物品、ワシントン条約  
該当物品等の水際における取締りの国際的・社  
会的重要性にかんがみ、高度の専門知識を要す  
る税関業務の特殊性を考慮し、職務に従事する  
税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善  
並びに機構・職場環境の充実に特段の努力を  
行うこと。

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

(第七、九、十、十一号の発送は都合により後日  
となるため、第十二号を先に発送しました。)

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 発行所 | 〒一〇五-八四四五<br>東京都港区虎ノ門二丁目      |
| 電話  | 03<br>(3587)<br>4294          |
| 定価  | 本号…部<br>(本体…部<br>送料…部<br>別…部) |
| 料別  | 〇〇五<br>〇〇四                    |